



平成30年 3月14日

## 指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社NS成澤創機の前代表取締役が法人税法違反で、懲役刑が確定したことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社NS成澤創機の前代表取締役は、帯広税務署に対し虚偽の法人税確定申告書を提出し、平成29年10月11日、釧路地方裁判所帯広支部から法人税法違反の判決を受け、平成29年10月26日に懲役刑が確定したため、指名停止を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社NS成澤創機	帯広市公園東町3丁目1番地13

2. 指名停止措置期間：平成30年 3月14日～平成30年 4月13日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長 補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 斎藤 臣剛（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

